

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2018年度春入学

一般入学試験（C日程・2月18日分）

試験科目：刑事訴訟法

1. 出題趣旨

〔問題1〕捜査段階の短期の身体拘束である逮捕と、被疑者または被告人に対する長期の身体拘束である勾留との機能上の違いを簡単に説明し、これに応じて、逮捕と勾留それぞれの実体的要件・手続的要件の説明を求めるものである。

〔問題2〕証人尋問に際して検察官作成調書と証言が食い違った場合の処理という伝聞法則における基本的な論点について、処理方法を問うものである。

〔問題3〕刑事手続の重要な手続である公判前整理手続から公判手続へと接続する場合の注意点を条文を手がかりに説明するものである。法316条の29乃至316条の32に関連する条文があるほか、法295条、316条の3に照らして判例上認める新たな主張に対する制限のあり方について指摘することが求められている。

2. 採点実感

〔問題1〕逮捕の必要性はある程度説明できるが、勾留の必要性（消極的な相当性・妥当性の要件）は書けないものが多い。また、逮捕の実体的要件が、犯罪の嫌疑の他に、規則143条の3が定める逮捕の必要性であることに比較して、勾留の場合、法60条1項の柱書の求める犯罪の嫌疑と、各号いずれかの該当性であることといった構造の違いを手際よく説明できていない。手続要件について、簡単にでも、通常逮捕では事前令状請求が必要で、緊急逮捕であれば現場での理由告知と事後令状請求発付が必要であることを摘示する一方、勾留が逮捕前置主義を踏まえて検察官請求、裁判官判断であること、勾留質問手続が必要的であることなど条文が求める最小限度のことは摘示するべきであったが足りていない。

〔問題2〕法321条1項2号後段の要件を確認するための段取りをとるべきことを手際よくまとめたものはなかった。司法試験過去問を踏まえて既修者としての入学を狙うのであれば基本的な知識として整理するべき事項である。

〔問題3〕条文の整理も不十分であるし、判例による主張制限を認める場合もあることの摘示などは皆無であった。

3. 学習方法

基本書による基本事項の理解と暗記が必要であるが、もっ

と条文に親しむ必要がある。また、既修者入学を考えるのであれば、少なくとも司法試験ではどんな論点が聞かれているのかについて確認した上で、これに対応する基礎知識・基本的な手続の流れの理解を学習の目標とするべきである。